

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和2年度)
様式

作成日 2021/02/15
最終更新日 2021/02/15

記載事項	更新の有	記載欄
情報基準日		令和3年1月1日
国立大学法人名		国立大学法人電気通信大学
法人の長の氏名		学長 田野 俊一
問い合わせ先		総務企画課企画戦略係 (042-443-5050、kchosa-k@office.uec.ac.jp)
URL		

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有	記載欄
経営協議会による確認		<p>○「国立大学法人ガバナンス・コード」に示された原則には適切に対応している。今後、この内容を外部に発信していくにあたっては、「D.C.&I.戦略推進会議」で新たに策定する統合的な戦略の中身や取組み状況についても併せて発信するとともに、全ての構成員で共有していくことが、ガバナンス機能だけではなく、全ての機能強化を図る上で大切と考える。</p> <p>【本学の対応状況】 「D.C.&I.戦略推進会議」における新たなビジョンの策定と併せ対応していきます。</p> <p>○ガバナンス体制を構築する上で、ダイバーシティの確保、特に男女共同参画の観点からの人材の確保・登用は重要であり、その実施状況を公表すべき。</p> <p>【本学の対応状況】 女性管理職の登用や女性研究者の採用に関する取組みについて1-3⑥(2)に記載しました。</p>
監事による確認		<p>○「国立大学法人ガバナンス・コード」への対応は、本学がその目的を達成するためのガバナンス体制の初期値としては適当なものと認識している。一方で、本学が強みを発揮していくためには、今後設定するビジョンの達成に向け、整備したガバナンス体制を運用の段階で如何に発展させていくかが重要と考えており、監事としてしっかりと確認していく。</p>
その他の方法による確認		

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 1 - 1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋		<p>○本学では、教育・研究をはじめとした法人運営の全てに通じる普遍的な考え方を「理念」として掲げ、「理念」を実現するための方向性である「基本方針」とアクションプランとしての「UECビジョン」を策定し、この「基本方針」及び「UECビジョン」を基本として中期目標・計画を策定し、公表しています。この中期目標・計画の達成のための道筋として、毎年度、年度計画を策定し公表しています。</p> <p>○これらの策定や実施に必要な重要事項については、役員会、経営協議会、教育研究評議会において審議事項とするとともに、地元自治体、同窓会、連携企業等との意見交換を通じ、社会の要請の把握に努めています。</p> <p>○現在、学長の下で新たな「UECビジョン」等、教育・研究・業務運営に関する統合的な戦略を策定するため、学長、理事、副学長、部局長等で構成する「D. C. & I. 戦略推進会議」を設置し、統合的な戦略の策定とその着実な推進のための全学的な検討を行っています。</p> <p>【理念】 https://www.uec.ac.jp/about/mission/</p> <p>【基本方針】 https://www.uec.ac.jp/about/mission/policy.html</p> <p>【UECビジョン】 https://www.uec.ac.jp/about/mission/uecvision.html</p> <p>【第3期中期目標】 https://www.uec.ac.jp/about/publicinfo/pdf/publicinfo_open_mokuhyo_03_3.pdf</p> <p>【第3期中期計画】 https://www.uec.ac.jp/about/publicinfo/pdf/publicinfo_open_chukikeikaku_03_3.pdf</p> <p>【令和2年度計画】 https://www.uec.ac.jp/about/publicinfo/pdf/publicinfo_open_r02_2.pdf</p>
補充原則 1 - 2 ④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		<p>○本学では、中期目標・計画を達成するため、年度計画に係る業務の実績に関する報告書を作成し、経営協議会及び役員会による確認と検証を経て公表しています。なお、文部科学省国立大学法人評価委員会による評価結果も公表しており、経営協議会等による検証結果や国立大学法人評価委員会による評価結果は次年度以降の年度計画に反映させ、公表しています。</p> <p>【令和元事業年度に係る業務の実績に関する報告書】 https://www.uec.ac.jp/about/publicinfo/pdf/jissekihoukokusho_h31.pdf</p> <p>【国立大学法人評価委員会による平成30年度に係る業務の実績に関する評価結果】 https://www.uec.ac.jp/about/publicinfo/pdf/publicinfo_open_04_01_h30.pdf</p> <p>【令和2年度計画】 https://www.uec.ac.jp/about/publicinfo/pdf/publicinfo_open_r02_2.pdf</p>

<p>補充原則 1 - 3 ⑥ (1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制</p>		<p>○本学では、経営及び教学運営に係る権限と責任の体制として、国立大学法人法に基づき、経営に関する重要事項を審議する経営協議会と教育研究の重要事項を審議する教育研究評議会を設置し、規則においてその権限と役割を明確にして公表しています。加えて、ウェブサイト内に専用のページを設け、会議の目的や構成員等を公表しています。</p> <p>○経営及び教学運営を担う人材については、学内外から適任者を学長が選考・任命した上でその責務等についてウェブサイトで公表しています。</p> <p>【経営協議会】 https://www.uec.ac.jp/about/basicinfo/admin_council.html</p> <p>【教育研究評議会】 https://www.uec.ac.jp/about/basicinfo/edu_council.html</p> <p>【執行部の体制と役割】 https://www.uec.ac.jp/about/basicinfo/pdf/role_2020.pdf</p>
<p>補充原則 1 - 3 ⑥ (2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</p>		<p>○本学では、人事における最も基本的な考え方を「人事活性化大綱」として役員会においてとりまとめ、公表しています。</p> <p>○ダイバーシティの確保の観点では、男女共同参画を推進するため、女性管理職の登用や女性研究者の採用について中期目標・計画に位置づけ、推進しています。</p> <p>【人事活性化大綱】 https://www.uec.ac.jp/about/mission/human_resources/</p> <p>【第3期中期目標】 https://www.uec.ac.jp/about/publicinfo/pdf/publicinfo_open_mokuhyo_03_3.pdf</p> <p>【第3期中期計画】 https://www.uec.ac.jp/about/publicinfo/pdf/publicinfo_open_chukikeikaku_03_3.pdf</p>
<p>補充原則 1 - 3 ⑥ (3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>		<p>○本学では、中期計画に基づく6年間の予算、収支計画、資金計画を中期的な財務計画として公表しています。</p> <p>【第3期中期計画】 https://www.uec.ac.jp/about/publicinfo/pdf/publicinfo_open_chukikeikaku_03_3.pdf</p>

<p>補充原則 1 - 3 ⑥ (4) 及び補充原則 4 - 1 ③ 教育研究の費用及び成果等 (法人の活動状況や資金の使用状況等)</p>		<p>○本学では、財務諸表、決算報告書、事業報告書に加え、財務レポートにおいて、教育経費、研究経費、教育研究支援経費等の教育研究費用及び本学の「特徴と強み」として教育研究等に係る成果を一体的に分かりやすく取りまとめた上で、社会に対して発信しています。</p> <p>【令和元事業年度財務諸表】 https://www.uec.ac.jp/about/publicinfo/pdf/publicinfo_open_03_r01_01.pdf</p> <p>【令和元年度決算報告書】 https://www.uec.ac.jp/about/publicinfo/pdf/publicinfo_open_03_r01_02.pdf</p> <p>【令和元事業年度事業報告書】 https://www.uec.ac.jp/about/publicinfo/pdf/publicinfo_open_03_r01_03.pdf</p> <p>【財務レポート2019】 https://www.uec.ac.jp/about/publicinfo/pdf/publicinfo_open_03_r01_04.pdf</p>
<p>補充原則 1 - 4 ② 法人経営を担いいる人材を計画的に育成するための方針</p>		<p>○本学では、人事における最も基本的な考え方を「人事活性化大綱」として役員会においてとりまとめ、公表しています。</p> <p>○また、法人経営を担いいる人材の育成として、副学長の担当分野に特命事項を設け、将来執行部の一員となり本学の経営を担いいる教員を登用し、役員会や経営協議会へのオブザーバーとしての参画等を通じた人材育成を行っています。</p> <p>○事務職員についても、管理職となり経営を担う人材を育成するため、様々な部署を経験させるとともに、階層別の研修や国立大学協会等が実施する経営人材を育成するための多様な啓発の機会に積極的かつ計画的に参加させることとしています。なお、人材の登用状況や研修の受講状況についてのフォローアップを実施することとしています。</p> <p>【人事活性化大綱】 https://www.uec.ac.jp/about/mission/human_resources/</p>

<p>原則 2 - 1 - 3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等</p>		<p>○本学では、経営及び教学運営を担う人材を適材適所に配置するため、理事規程、副学長規程に基づき、学内外から適任者を学長が理事及び副学長に任命しています。なお、理事においては、経営・広報戦略担当には民間企業経験者を、総務・財務担当には複数の国立大学法人管理職経験者を、研究・産学官連携戦略担当には民間企業の研究部門経験者を、教育・国際戦略担当には教育担当副学長経験者を任命しています。加えて、キャンパス情報基盤担当には民間企業における技術開発及び産学官連携の統括経験者を非常勤理事に任命しています。副学長においては、教育、研究、学生支援、広報のほか、本学の経営及び教学運営に必要である特命事項（入試、ダイバーシティ、キャンパス情報基盤）の担当を設け、その分野に求められる知識・経験・能力等を満たし、将来の本学の経営を担い得る人材を登用し、育成しています。</p> <p>○また、毎年度の始めに学長が「執行部の役割と体制」として理事、副学長等の学長を補佐する人材の役割、責任、権限等を明確にし、諸会議で説明・配付するとともに、ウェブサイトで公表しています。</p> <p>【電気通信大学理事規程】 https://www.uec.ac.jp/about/basicinfo/rule/pdf/2004B023.pdf</p> <p>【電気通信大学副学長規程】 https://www.uec.ac.jp/about/basicinfo/rule/pdf/2004B048.pdf</p> <p>【役員紹介】 https://www.uec.ac.jp/about/basicinfo/board/introduction.html</p> <p>【執行部の役割と体制】 https://www.uec.ac.jp/about/basicinfo/pdf/role_2020.pdf</p>
<p>原則 2 - 2 - 1 役員会の議事録</p>		<p>○本学では、役員会規程で国立大学法人法で定める事項について適時かつ迅速な審議を行う旨を定めており、原則毎月（8月を除く）開催しているほか、必要に応じて臨時に開催し、学長の意思決定を支えています。</p> <p>○また、役員会での議論を議事録にして公表しています。</p> <p>【役員会議事録】 https://www.uec.ac.jp/about/basicinfo/board_minutes.html</p>
<p>原則 2 - 3 - 2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況</p>		<p>○本学では、経営層の厚みを確保するため、理事規程において「学長は、理事を任命するに当たっては、その任命の際、現に国立大学法人電気通信大学（以下「法人」という。）の役員又は職員でない者（以下「学外者」という。）が2人以上含まれるようにしなければならない。」と規定しています。</p> <p>○本規程を踏まえ、経営・広報戦略担当には民間企業経験者を、総務・財務担当には複数の国立大学法人管理職経験者を任命するとともに、キャンパス情報基盤担当には民間企業における技術開発及び産学官連携の統括経験者を非常勤理事に任命し、その状況をウェブサイトで公表しています。</p> <p>【電気通信大学理事規程】 https://www.uec.ac.jp/about/basicinfo/rule/pdf/2004B023.pdf</p> <p>【役員紹介】 https://www.uec.ac.jp/about/basicinfo/board/introduction.html</p>

<p>補充原則 3-1-1① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫</p>		<p>○本学では、経営協議会規程において、学外委員は「法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い見識を有する者のうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの」と規定しています。</p> <p>○本規程に基づき、産業界、関係自治体及び大学・研究機関等の関係者から法人経営に関し広くかつ高い見識を有する人材を選任しています。</p> <p>○なお、運営においては、中期目標・計画、予算編成・執行、組織編制及び給与等の他、その時々々の経営課題に応じて適切な議題を設定しており、多くの学外委員が出席可能となる会議日程を予め年間を通じて設定し、ポイントを簡潔にまとめた資料を事前に委員に送付するなど、審議を効率的に活性化させるための工夫を行っています。これらの状況についてはウェブサイトで公表しています。</p> <p>【経営協議会】 https://www.uec.ac.jp/about/basicinfo/admin_council.html</p>
<p>補充原則 3-3-1① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由</p>		<p>○本学では、学長選考会議規程及び学長選考等規程に基づき、学長選考会議において法人の長に求められる人物像（資質・能力等）に関する基準（電気通信大学学長選考基準）を定め、ウェブサイトで公表しています。</p> <p>○また、選考結果、選考過程及び選考理由についてもウェブサイトで公表しています。</p> <p>【電気通信大学学長選考会議規程】 https://www.uec.ac.jp/about/basicinfo/rule/pdf/2004B004.pdf</p> <p>【電気通信大学学長選考等規程】 https://www.uec.ac.jp/about/basicinfo/rule/pdf/2005B007.pdf</p> <p>【電気通信大学学長選考基準】 https://www.uec.ac.jp/about/basicinfo/pdf/senko_kijun_r01.pdf</p> <p>【学長予定者に関する公示】 https://www.uec.ac.jp/news/announcement/2019/pdf/20191120_2201_1.pdf</p>
<p>補充原則 3-3-1② 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無</p>		<p>○本学では、学長選考会議において学長が安定的にリーダーシップを発揮するに適切な期間を4年間とし、学長任期規程に規定しています。また、再任については、同会議において、1回に限り再任でき、任期を2年とし、学長任期規程に規定しています。本規程については、ウェブサイトで公表しています。</p> <p>【電気通信大学学長任期規程】 https://www.uec.ac.jp/about/basicinfo/rule/pdf/2004B022.pdf</p>
<p>原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き</p>		<p>○本学では、学長選考会議において学長解任の手続きについて定め、学長選考等規程に規定し、ウェブサイトで公表しています。</p> <p>【電気通信大学学長選考等規程】 https://www.uec.ac.jp/about/basicinfo/rule/pdf/2005B007.pdf</p>
<p>補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果</p>		<p>○本学では、学長選考会議で定めた学長業績評価実施要項に基づき、業務執行状況についての評価を実施し、当該評価結果については、今後の法人経営に向けた助言と併せて、本人に提示するとともに、公表することとします。（現在の学長は就任1年目であり、令和3年以降に最初の評価を実施する予定です。）</p>

<p>原則 3 - 3 - 4 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由</p>		<p>○本学では、学長選考会議規程において、会議の権限として「国立大学法人法第10条第3項に規定する大学総括理事を置くことに関する事項」と規定しています。本学においては、その規模、組織体制を鑑み学長総括理事を置かないこととしています。</p>
<p>基本原則 4 及び原則 4 - 2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況</p>		<p>○本学では、業務方法書で、「本学は、役員（監事を除く。）の職務の執行が国立大学法人法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を整備し、継続的にその見直しを図るとともに、役員及び職員（以下「役職員」という）への周知や研修の実施、必要な情報システムの更新に努めるものとする。」とし、継続的な見直し等の運用体制については、内部統制に関する規程において、学長のもとで理事が所管する業務について統括し、見直しを実施することを定めています。</p> <p>○コンプライアンスの遵守については、コンプライアンス規程を設けるとともに、研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程及び公的研究費の不正防止の組織体制及び調査の手続き等に関する取扱規程を設け、法人の構成員が従うべき行動規範として定めています。</p> <p>○コンプライアンスに違反した事実、又はそれにつながる恐れのある事実の通報については、公益通報者保護規程において、内部通報及び外部通報、並びに通報者を保護する体制を整備するとともに、公益通報窓口を学内及び学外（法律事務所）に設置しています。</p> <p>○内部統制の仕組みによるモニタリングについては、監事による監事監査及び内部監査室による内部監査を実施し、監査結果は定期的に学長及び理事へ報告しています。</p> <p>【国立大学法人電気通信大学業務方法書】 https://www.uec.ac.jp/about/publicinfo/pdf/publicinfo_open_02_16.pdf</p> <p>【国立大学法人電気通信大学における内部統制に関する規程】 https://www.uec.ac.jp/about/basicinfo/rule/pdf/2014B103.pdf</p> <p>【国立大学法人電気通信大学コンプライアンス規程】 https://www.uec.ac.jp/about/basicinfo/rule/pdf/2007B001.pdf</p> <p>【電気通信大学における研究活動に係る不正行為の防止等に関する規程】 https://www.uec.ac.jp/about/basicinfo/rule/pdf/2006B077.pdf</p> <p>【電気通信大学における公的研究費の不正防止の組織体制及び調査の手続き等に関する取扱規程】 https://www.uec.ac.jp/about/basicinfo/rule/pdf/2007B002.pdf</p> <p>【国立大学法人電気通信大学公益通報者保護規程】 https://www.uec.ac.jp/about/basicinfo/rule/pdf/2006B024.pdf</p> <p>【公益通報窓口】 https://www.uec.ac.jp/about/activity/whistleblower/</p>

<p>原則 4 - 1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫</p>		<p>○本学では、法令に基づいて公開が必要となっている事項についてはウェブサイトにてその専用ページを設け、情報公開を徹底しています。</p> <p>○加えて、「大学案内」「学域（学部）・大学院」「図書館・教育研究センター」「教育・学生生活」「就職・進路」「研究・産学連携」「地域交流・国際交流」「入試案内」のページを設け、関連する情報を集約して発信しています。</p> <p>【法定公開情報】 https://www.uec.ac.jp/about/publicinfo/education.html</p> <p>【大学案内】 https://www.uec.ac.jp/about/</p> <p>【学域（学部）・大学院】 https://www.uec.ac.jp/education/</p> <p>【図書館・教育研究センター】 https://www.uec.ac.jp/facilities/</p> <p>【教育・学生生活】 https://www.uec.ac.jp/campus/</p> <p>【就職・進路】 https://www.uec.ac.jp/career/</p> <p>【研究・産学連携】 https://www.uec.ac.jp/research/</p> <p>【地域交流・国際交流】 https://www.uec.ac.jp/exchange/</p> <p>【入試案内】 https://www.uec.ac.jp/admission/</p>
<p>補充原則 4 - 1 ① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況</p>		<p>○本学では、ウェブサイトにおいて、「受験生」「在學生」「卒業生」「企業・研究機関の方」「一般の方」など発信する対象毎に専用ページを設け、関連する情報を集約して発信しています。</p> <p>【受験生】 https://www.uec.ac.jp/prospect/</p> <p>【在學生】 https://www.uec.ac.jp/students/</p> <p>【卒業生】 https://www.uec.ac.jp/alumni/</p> <p>【企業・研究機関の方】 https://www.uec.ac.jp/corpo/</p> <p>【一般の方】 https://www.uec.ac.jp/public/</p>

<p>補充原則 4 - 1 ② 学生が享受できた教育 成果を示す情報</p>		<p>○本学では、学生がどのような教育成果を享受することができたのかを示す情報として、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーや学生の満足度、進路状況をウェブサイトで公表しています。</p> <p>【教育内容について】 ・学域 https://www.uec.ac.jp/education/undergraduate/ ・研究科 https://www.uec.ac.jp/education/graduate/ 【三つの方針】 https://www.uec.ac.jp/about/mission/policy/ 【学生による授業評価】 http://www.edu.uec.ac.jp/_act_report/year_report/R1_annual_report.pdf 【進路状況】 https://www.uec.ac.jp/career/career_path/ 【主な就職先】 https://www.uec.ac.jp/career/career_path/enterprise.html</p>
<p>法人のガバナンスにか かる法令等に基づく公 表事項</p>		<p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 https://www.uec.ac.jp/about/publicinfo/open.html</p> <p>■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 該当なし</p> <p>■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 該当なし</p>